

(公印省略)

日財第 1272 号
平成 26 年 10 月 14 日

各 部 長 様

総 務 部 長

平 成 27 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府が 9 月に発表した月例経済報告によると「景気は、緩やかな回復基調が続いている」としながらも、「一部に弱さも見られる」と景気判断を下方修正し、消費税率引上げに伴う「駆け込み需要の反動の長期化」などのリスクが指摘されている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(平成 26 年 4 月～6 月)に見られるように、業況及び売上げは、製造業や小売業を始め全業種で悪化しており、7 月以降も引き続き厳しい予測となっている。

なお、日田管内の 8 月の有効求人倍率は、0.90 倍と 3 か月連続で改善しているものの、全国及び大分県の数値をいずれも下回っている。

このような状況の中、市の財政状況においては、平成 25 年度の経常収支比率は 89.0%と、前年度と比較して 3.1 ポイント改善したものの、地方税などの自主財源比率は 27.5%と 2.5 ポイント低下した。

また、平成 26 年 9 月に策定した日田市財政推計においては、合併による普通交付税の優遇措置が平成 27 年度から段階的に削減され、支所経費の算定方法の見直しにより削減額が圧縮されるものの、平成 27 年度では約 1 億 5,400 万円、優遇措置が終了する平成 32 年度では約 15 億 3,900 万円が削減される見込みとなっている。加えて、人口減少など他の要因により、推計期間後半において普通交付税が急激に減少することなどから、歳出の抑制に努めても平成 32 年度の収支において 7 億 6,000 万円の財源不足が生じ、また、経常収支比率は 97.4%まで上昇するなど、急速な財政の硬直化が懸念される所である。

これらを踏まえ、当初予算編成に当たっては、各部が抱えている現状の分析と課題の解決に向けた具体的な取組を見極め、事務事業をゼロベースから見直す視点により、効率性・有効性の高い施策に十分な予算措置を行うなど、第 4 次日田市行政改革大綱・実行プランを着実に推進するとともに、将来の財政状況を見据えた予算編成に取り組む必要がある。

そのため、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

- 1 国・県の予算編成に伴い、今後具体化する施策情報を的確に把握し、財源の確保に努めるとともに、第5次日田市総合計画(後期基本計画)に掲げる新たな地域の活力に繋がる施策や主要な施策の実現に向けた要求を行うこと。
- 2 事務事業の効率性、有効性の十分な検討・見直しを徹底し、必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。
また、平成25年度決算において、過大な不用額が生じた事業については、各部内でその原因分析を行い、要求額を見直すなど予算の有効活用に努めること。なお、経常的経費のうち、財政課が指定する不用額が20万円以上のもの等(消耗品費や手数料など細節単位)については、平成27年度要求における見直し内容を別途指示する様式により提出すること。
- 3 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。
- 4 消費税率の引上げ分(8%⇒10%)を含めて要求すること。なお、改定に伴う市全体の影響額(歳入、歳出)を把握する必要があることから、各課の影響額を別途指示する様式により提出すること。

II 歳入に関する事項

1 市税

市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや消費税率の引上げに伴う今後の経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を算定し、所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。

3 国・県支出金

国・県の予算編成過程において、補助金の廃止・縮減・新設の徹底した情報収集を行い、補助金を活用した事業の効果等を精査し、歳出に対応した額を計上すること。

特に、消費税率の今年中の引上げ判断に伴い、社会保障制度については、変更が予測されること、また、消費税率の引上げが決定された場合は、経済(景気)対策の実施が予測されることから、その動向に十分留意すること。

4 分担金・負担金

法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

特に、消費税率の引上げに伴い、改定分の転嫁を予定しているものについては、適切に予算要求に反映させること。

滞納額の回収に努めること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩に留意の上、所要額を計上すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、日田市有料広告事業やふるさと納税制度(自治会還流制度)については、積極的にPRすること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。なお、基準額については、別途示すので留意すること。

特に、経常的経費については、事業見直し後の縮減ができない場合は、その理由を必ず所定欄に記入すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、対象者数等の増減を始め、需要を的確に把握し、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計への繰出金については、「V」の特別会計等に関する事項に留意すること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に

必要な管理予算的経費である。

各経費については、事業ごとに必要性の検証を行い、その節減に最大限努めること。また、近年の決算額を踏まえ、過大な過不足が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 平成 26 年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

(3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

平成 27 年度の実施計画として企画課に要求したもので、査定で採択(内示)のあったものに限るものであること。なお、実施計画の査定は事業の方針性及び大枠を決定するものであることから、採択(内示)のあったものについては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

A 査定であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

※ 平成 27 年度実施計画の採択(内示)のあった事業費の範囲内で、かつ、一般財源の範囲内 (A 査定及び B 査定)

ただし、次の事業等は、臨時的経費の例外とする。

- ① 災害復旧事業
- ② 実施計画以外で、特別の事由によるもの
(企画課と協議した上で提出のこと)
- ③ 消費税率引上げ分 (8%⇒10%)

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

平成 27 年 3 月 31 日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。なお、計上に当たっては、別途指示する。

(2) 物件費

経費節減可能なものについては、積極的に削減すること。なお、特段留意する点は、次のとおりである。

- ①賃金 要求に当たっては、総務課職員係と十分協議すること。
- ②需用費 消耗品、燃料費及び光熱水費については、特に抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。

* LED 街路灯等導入促進事業 (26 年 9 月補正) により平成 27 年 4 月からリース契約を予定している街路灯等については、想定される削減効果額を電気料金から差し引いて要求すること。

(3) 扶助費

平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援新制度の公定価格については、消費税率の引上げ分の財源を前提としており、国の予算編成過程を経て実際の単価が正式に決定されることに十分留意すること。

(4) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。営繕については、長寿命化に関する適正な計画を作成するなど、計画的に実施すること。

(5) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に随意契約することなく、発注方法等の工夫をして経費の削減を図ること。

(6) 工事請負費

資材費の高騰などに十分留意し、事業費の積算を行うこと。

(7) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、原則平成 28 年度当初予算から大幅に見直す予定であるが、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金等で、平成 27 年度当初予算からでも廃止・縮小が可能なものについては、企画課と協議の上、前倒して実施すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、依然として過度な決算剰余金を生じることにより次年度へ繰越す事例が見受けられることから、加入の適否や負担額の妥当性を検証した上で、廃止・縮小を図ること。

* 特に「大分県各種団体負担金等検討会」(平成 26 年 11 月開催予定、委員：県内各市町村財政課長)の決定事項については、後日、関係課へ通知することとしており、決定に従うこと。

(8) 貸付金等

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託利率等の見直しを行うこと。

IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。

消費税率の引上げに伴い設定が必要なものについては、適切に要求を行うこと。

V 特別会計等に関する事項

特別会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計については、経費の精査を行い要求すること。

VI 財政健全化に関する事項

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、普通会計に加え、公営企業会計や第3セクター等を含めた財政運営の健全化が判断され、将来負担すべき実質的な負債の額が問われることから、第3セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含めチェックすること。

総務省は、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)を踏まえ、複式簿記の導入など統一的な基準による普通会計等の財務書類等の作成について、平成27年1月に地方自治体に要請することを予定しており、併せて、簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業についても公営企業会計の適用を要請することとしている。このため、今後国が示す詳細な内容等を収集するとともに、移行に向けて適切に対応すること。

VII 市民サービス協働事業(行政提案分)の活用に関する事項

現在、各課が実施している事業において、NPOに委託することにより、市民への効率的なサービスの提供が期待できる事業については、新規枠を確保する予定であることから、市民活動推進課と協議の上、提出すること。

VIII 交付税算定方法の見直し(支所経費)に伴う合併算定替終了による影響額に関する事項(普通交付税の段階的削減)

普通交付税の算定方法の見直し(支所経費)に伴う合併算定替(優遇措置)終了による削減額は、15億3,923万7千円であり、下記のとおり段階的に削減されることを認識した上で、平成27年度の予算要求を行うこと。

＜普通交付税(優遇措置額)の段階的削減額＞

年度	削減率	削減額
平成27年度	10%	△1億5,392万4千円
平成28年度	30%	△4億6,177万1千円
平成29年度	50%	△7億6,961万9千円
平成30年度	70%	△10億7,746万6千円
平成31年度	90%	△13億8,531万3千円
平成32年度	100%	△15億3,923万7千円

* 平成26年度交付税算定方法の見直しには、次の見直し内容は含まれていない。

- ① 人口密度等における需要の割増し
- ② 標準団体の面積の見直し

<平成 26 年度当初予算（通常ベース分）と段階的削減額との比較等>

【参考 1：当初予算（経常的経費＋臨時的経費）】

（単位：千円）

区 分	事業費	特定財源	一般財源
平成 26 年度当初予算 （通常ベース分）	37,437,048	13,588,916	23,848,132
うち 経常的経費 ＋臨時的経費	16,416,182	8,946,711	7,469,471

※ 平成 26 年度当初予算（通常ベース分）は、H24 年発生災害復旧事業費を除いた額

○ 一般財源（臨時的経費＋経常的経費）に対する優遇措置額の削減額の割合

$$\text{平成 27 年度} \quad \frac{\text{普通交付税（優遇措置額）削減額 } \triangle 153,924 \text{ 千円}}{\text{一般財源（経常的経費 + 臨時的経費）} \quad 7,469,471 \text{ 千円}} = \triangle 2.1\%$$

$$\text{平成 32 年度} \quad \frac{\text{普通交付税（優遇措置額）削減額 } \triangle 1,539,237 \text{ 千円}}{\text{一般財源（経常的経費 + 臨時的経費）} \quad 7,469,471 \text{ 千円}} = \triangle 20.6\%$$

【参考 2：削減後の平成 32 年度予算見込額（部別の状況（経常的経費＋臨時的経費））】

平成 26 年度当初予算額（事業費及び一般財源）に上記の平成 32 年度削減率（ $\triangle 20.6\%$ ）を適用した場合の平成 32 年度の予算見込額（事業費及び一般財源）

（単位：千円）

（単位：千円）

	平成 26 年度当初予算 （経常的経費＋臨時的経費）		平成 32 年度予算見込額 （経常的経費＋臨時的経費）	
	事業費 ①	一般財源 ②	事業費 ①×(100-20.6)%	一般財源 ②×(100-20.6)%
総務部	1,041,727	848,660	827,131	673,836
企画振興部	888,546	321,683	705,506	255,416
市民環境部	1,532,227	1,032,529	1,216,588	819,828
福祉保健部	3,499,195	1,699,471	2,778,361	1,349,380
商工観光部	1,314,180	436,745	1,043,459	346,776
農林振興部	1,187,085	674,260	942,545	535,362
土木建築部	3,013,446	784,741	2,392,676	623,084
教育委員会	3,852,946	1,600,565	3,059,239	1,270,849
議会事務局ほか	86,830	70,817	68,943	56,229
計	16,416,182	7,469,471	13,034,448	5,930,760